

証券コード 7133

2023年6月13日

(電子提供措置開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号

HYUGA PRIMARY CARE株式会社

代表取締役社長 黒 木 哲 史

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第16回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.hyuga-primary.care>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「HYUGA PRIMARY CARE」又は「コード」に当社証券コード「7133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月27日（火曜日）午後5時45分まで**に議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2023年6月28日(水曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)
※ 開催時間及び受付開始時間が前回の第15回定時株主総会と異なりますので、お間違えないようご注意ください。
- 2. 場 所** 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目3番3号
ANAクラウンプラザホテル福岡 2階 「クラウンランドボールルーム」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
報告事項 第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役6名選任の件

以 上

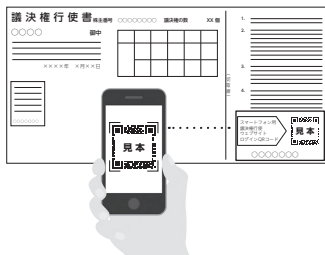
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会終了後、同会場にて、経営戦略説明会を開催いたします。引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
 - ◎今後の新型コロナウイルス感染症の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.hyuga-primary.care>) にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

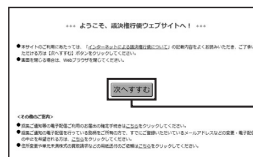
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

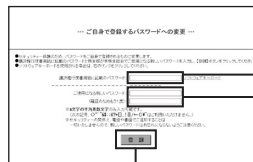
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名（うち社外取締役1名）全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名増員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役の3分の1が社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	黒木哲史 (1978年3月15日)	2001年4月 アイワ調剤株式会社入社 2002年4月 株式会社コクミン入社 2003年4月 沢井製薬株式会社入社 2007年11月 Hyuga Pharmacy株式会社（現HYUGA PRIMARY CARE株式会社） 設立代表取締役社長（現任） 2012年7月 株式会社WILL取締役 2016年3月 株式会社くらし計画社外取締役 2017年4月 社会福祉法人ひのき会評議員（現任） 2019年6月 社会福祉法人彩幸会理事（現任） 2022年3月 全国介護事業者政治連盟理事（現任） 2023年4月 当社在宅訪問薬局事業本部管掌（現任）	683,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2 再任	しろ お こう へい 城 尾 浩 平 (1978年11月12日)	<p>2001年 4月 株式会社大賀薬局入社 2009年 8月 当社入社 2011年 6月 当社店舗運営部長 2013年10月 当社取締役 運営部長 2014年10月 当社取締役 第二エリア部長 2018年 1月 当社取締役 調剤事業部長 2019年10月 当社取締役 事業本部長 2021年 6月 当社取締役 事業本部長 兼 西日本在宅訪問薬局事業部長 2022年 4月 当社取締役 在宅医療本部・ビジネスサポート本部管掌 兼 在宅医療本部長 2023年 1月 当社取締役 在宅訪問薬局事業本部・医療介護連携事業本部・ビジネスサポート本部管掌 兼 医療介護連携事業本部長 2023年 4月 当社取締役 医療介護連携事業本部・ビジネスサポート本部管掌 兼 医療介護連携事業本部長 (現任)</p>	98,700株
3 再任	やま さき たけ お 山 崎 武 夫 (1983年 8月10日)	<p>2004年 8月 株式会社テレウェイヴリンクス (現株式会社アイフラッグ) 入社 2006年10月 日本テレネット株式会社入社 2007年10月 株式会社ギャザーコム設立同社代表取締役 2012年 4月 医療法人徳志会あさひクリニック理事 あさひクリニック事務長 東海クリニック事務長 2015年 6月 当社社外取締役就任 2016年10月 医療法人徳志会あさひクリニック監査役 2017年12月 株式会社さきの森取締役 2020年 4月 当社取締役 事業開発本部長 2021年 4月 当社取締役 事業開発本部長 兼 ICT事業部長 2022年 4月 当社取締役 介護本部管掌 2023年 4月 当社取締役 介護本部・事業開発本部管掌 (現任)</p>	70,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 再任	おお にし とも あき 大 西 智 明 (1977年9月22日)	1998年4月 中部電力株式会社入社 2006年1月 株式会社CMC入社 2008年1月 株式会社ファースト工房取締役 2014年3月 新日本製薬株式会社入社 2016年1月 楽天株式会社（現楽天グループ株式 会社）入社 2016年10月 新日本製薬株式会社入社 2019年12月 当社入社 財務経理部長 2020年4月 当社取締役 管理本部長 2022年4月 当社取締役 企画本部・管理本部管 掌 2023年4月 当社取締役 企画本部・管理本部・ HR本部管掌 兼 企画本部長（現任）	9,000株
5 再任	お がわ しん じろう 小 川 真二郎 (1978年8月17日)	2001年9月 株式会社全国賃貸住宅新聞社入社 2005年8月 ケアテンプ株式会社（現パーソルワ ークスデザイン）入社 2010年3月 株式会社クレスト入社 2011年8月 株式会社アドスピード入社 2012年7月 株式会社高齢者住宅新聞社入社 2019年7月 当社監査役就任 2019年9月 株式会社高齢者住宅新聞社取締役 （現任） 2021年3月 当社社外取締役（現任）	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6 新任	さ えき きょう こ 佐 伯 恭 子 (1983年1月5日)	2006年4月 タルボットジャパン株式会社入社 2015年2月 有限責任あずさ監査法人入社 2020年4月 佐伯公認会計士事務所代表 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 小川真二郎氏及び佐伯恭子氏は社外取締役候補者であります。
3. 小川真二郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識を有しており、これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 佐伯恭子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を活かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任するものであります。
5. 当社は、小川真二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、佐伯恭子氏との間で、同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求等を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
8. 当社は、小川真二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、佐伯恭子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、当該株式分割前の2023年3月31日時点における株式数を記載しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種が進み国内外の経済活動の正常化が進んでいる一方、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学的な影響を受け、物価上昇など事業環境は依然不安定な状況で推移いたしました。

当社の属する医療・介護業界においては、新型コロナウイルス感染拡大による医療・介護従事者及び患者様の感染対策やオンライン診療の規制緩和措置が拡大し、様々な対策が求められる状況となりました。

当社は、企業理念である「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で「安心」して療養できる社会インフラを創る」を実現するため、2023年1月13日から医療依存度が高く、要介護度も高い在宅患者様に適応した高齢者施設「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」を開設し、在宅訪問薬局事業及びびらりプライム事業の着実な拡大を図り、「プライマリケアのプラットフォーム企業」という目標に向けて尽力いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は6,657百万円（前期比15.1%増）となり、利益面では営業利益が530百万円（前期比2.2%増）、経常利益が557百万円（前期比10.2%増）、当期純利益が382百万円（前期比16.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(在宅訪問薬局事業)

在宅訪問薬局事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、店舗においては引き続き感染対策を実施し、患者様及び従業員の健康を守る取り組みを実施いたしました。在宅患者数は当事業年度末時点において8,568人（前期比9.9%増）と好調に推移しており、当事業年度においては4店舗を開局し、合計40店舗となりました。引き続きドミナント出店戦略を推進しております。

当事業年度においては、第3四半期から本格的にコロナウイルス治療薬の供給が急速に進みました。当社が対応する在宅患者様は平均年齢83歳であり、コロナウイルス感染による重症化リスクが高いため、多くの患者様にお届けすることになりました。さらに、後発医薬品の供給制限が発生し、薬価差益の高い商品の取り扱いが一部困難になっております。その結果、薬価差益の低い医薬品の売上構成が高まり、下期は当初想定より医薬品の仕入原価率が2%程度高く推移いたしました。

以上の結果、売上高は5,821百万円（前期比13.1%増）、セグメント利益は665百万円（前期比15.1%増）となりました。

(きらりプライム事業)

きらりプライム事業は、中小規模の薬局と提携し、効率的な在宅薬局の運営ノウハウの提供、人材研修、24時間対応のためのオンコール体制の支援、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム（ファミケア）の貸与及び医薬品購入支援などのサービスを行っております。中小規模の薬局における在宅薬局の認知が高まっている中、当事業の営業体制の強化及びWeb広告による加盟店増加施策を実施することなどにより、当事業年度末時点で加盟法人数は579社（前期末は424社）、加盟店舗数は1,836店舗（前期末は1,103店舗）となり、提携薬局数は引き続き大幅に増加いたしました。

以上の結果、売上高は634百万円（前期比46.4%増）、セグメント利益は390百万円（前期比50.5%増）となりました。

(ケアプラン事業)

ケアプラン事業は、現在西日本エリア3拠点、東日本エリア1拠点でサービスを提供しております。また、プライマリケアホーム事業の開始により、対応する要介護者数が今後増加する見込みであるため、体制の強化を進めております。

以上の結果、売上高は131百万円（前期比7.2%増）、セグメント損失は9百万円（前期はセグメント損失7百万円）となりました。

(タイサポ事業)

タイサポ事業は、医療介護の専門スタッフが、高齢者施設等への入居を検討される利用者様の医療依存度及び介護度の高さに対応し、その利用者様のご要望などを満たした施設を提案・紹介し、サポートするサービスであります。

当社が目指す地域包括ケアのプラットフォーム企業のつなぎ役として、医療機関、高齢者施設、在宅訪問薬局と連携し、在宅患者をケアする役割に活動をシフトしております。そのため、タイサポ事業への取り組みが縮小傾向となっており、契約数も減少いたしました。

以上の結果、売上高は40百万円（前期比39.5%減）、セグメント損失は23百万円（前期はセグメント利益17百万円）となりました。

(その他事業)

当社のその他事業には、プライマリケアホーム事業※及びICT事業を含めております。

プライマリケアホーム事業は、定期巡回型随時対応型訪問介護看護サービスを行う住宅型有料老人ホームを運営しております。当事業の特徴は在宅訪問薬局事業で培った在宅医療ノウハウとネットワークを生かし、要介護度が高く、医療依存度が高い在宅患者に対応できる施設であります。さらに、介護人材不足の解消、運営効率を上げ収益性を高めるため、ベッド数を大型化し、自社開発したICT、DXを取り入れております。

2023年1月13日に1棟目となる、「プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台」を開設いたしました。当初は12月開設予定でしたが、コロナウイルス感染拡大の影響により開設時期が約1ヶ月半遅れ、さらに、12月末時点で入居予約及び申込が30件であったものの、コロナ感染によるご逝去や再入院などが発生し、開設直後の入居計画に遅れが出ることとなりました。

ICT事業は、入居者の健康状態を自動的に把握するウェアラブルウォッチ以外にも、入居者の離床、座位、臥床を検知するベッドセンサーを開発し、当社介護施設での実装実験を進めながら本格的な販売に向け準備しております。このベッドセンサーは、介護保険適用となるTAISコード及び貸与マークを取得しており、「福祉用具貸与商品」として取り扱うことが可能となりました。

また、オムツ内の排泄の有無、量を検知・計測する「排泄見守りセンサー」を追加開発し、高齢者のQOLの向上並びに排泄ケアにおける介護現場の労務負担軽減を図る取り組みを進めました。

以上の結果、売上高は30百万円（前期比114.9%増）、セグメント損失は104百万円（前期はセグメント損失14百万円）となりました。

なお、2023年5月12日時点での入居者数は57名となっており、契約済及び入居予約の患者様を含めると78名の入居を予定しております。そのため開設から約4ヶ月で黒字化の目途が立つ状況になり入居計画の遅れを取り戻しております。

※前事業年度において（その他事業）に記載しておりました「高齢者施設運営事業」は、2023年3月期通期決算より「プライマリアケアホーム事業」と事業名を変更しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は214百万円となりました。その主なものは、新規出店、住宅型有料老人ホーム開設に伴う設備投資及び既存店の設備更新によるものであります。セグメントごとの設備投資額は、在宅訪問薬局事業115百万円、きらりプライム事業4百万円、その他事業82百万円、全社共通11百万円であります。これらの投資に必要な資金は、自己資金により充当いたしました。なお、在宅訪問支援情報システム（ファミケア）の改修については、2023年4月にソフトウェア仮勘定からソフトウェアに振替を行っております。当該システムについては、在宅訪問薬局事業の在宅患者数も順調に伸びていること及びきらりプライム事業の加盟店に対する利用促進につながるため、重要性が高まっていることから、ユーザビリティが向上したことにより、来期以降の利益への寄与を想定しております。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 対処すべき課題

1. 経営方針

当社は、「患者さん（利用者さん）が24時間365日、自宅で『安心』して療養できる社会インフラを創る」を経営理念としており、在宅患者様の身近に基本的な医療・介護・住まいの相談に乗ってくれる窓口となり、要介護状態となっても水道、電気のような社会インフラと同様にいつでも生活の助けとなれるプライマリーケアを目指しております。

2. 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、調剤薬局事業を中心とした企業から、プライマリーケアのプラットフォーム企業となるべく、対処すべき課題を以下のとおり取り組んでまいります。

①在宅患者数の増加に対応する店舗出店

当社は、自宅で療養する患者数の増加に対応するために出店を進めており、現在は福岡県、佐賀県、東京都、神奈川県及び千葉県において在宅患者に届ける薬の配送効率を高めるドミナント戦略を展開しております。当社のさらにプライム加盟先は全国に広がっていることから、今後さらにプライム加盟先が多い地域に出店し、仮想ドミナントを形成する新たな出店形態を構築してまいります。また、大手調剤薬局が大型門前薬局を展開していく方向性に対して、当社は比較的外来処方箋枚数が少ない中小規模薬局を当社の在宅訪問薬局モデルと合わせることで収益性を高めることができます。そのため、大型薬局のM&Aによる出店に付随するのれんの発生や仲介手数料を低減し高い投資効率で出店を進めてまいります。

②さらにプライム加盟店舗数の拡大

直営店舗の出店だけでは、当社の理念にある社会インフラと呼べる状態を速やかに構築するのは困難と考えております。大手調剤薬局事業者の寡占度合いが低い調剤薬局市場では、中小規模の薬局が多く、この中小規模の薬局事業者との連携を拡大し、当社のノウハウを提供することで多くの在宅患者にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

③プライマリケアホーム事業、ICT事業の拡大

当社が属する医療介護業界は、一般的に労働集約産業であり、少子高齢化に伴い労働力人口が縮小する中でより効率的な運営が求められます。少ない労働力で業務を回す仕組みとして、当社の在宅訪問業務を効率化し、収益化したノウハウを、コンサルティングやIT、ICTを通じて提供していく商品、サービスの開発を進めております。

後期高齢者人口の増加、要介護者数の増加する中、社会保障財源の課題がある我が国は病院の病床数の削減を進めており、地域単位で在宅医療、介護に対応する体制の構築が求められております。このような社会課題を解決するため、当社は医療の依存度が高く、要介護度も高い在宅患者様に適応し大型化した高齢者施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス）を展開するプライマリケアホーム事業と当社のICT事業を組み合わせることで在宅患者を効率的かつ包括的に支えていく取り組みを進めてまいります。

④人材の獲得と育成

プライマリーケアのプラットフォーム企業となるためには、在宅訪問薬局だけでなく、多様なサービスを提供していくために優秀な人材の獲得と育成を進める必要があります。医療、介護業界以外の異業種からも人材を求めていくことや、獲得した人材を長期にわたり引き付けていく人事制度を構築してまいります。

⑤内部統制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、意思決定のプロセスにおける透明性を確保し、迅速化による経営の効率性を高め、事業執行において内部統制機能充実を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上重要な課題と考えております。そのため、コンプライアンス体制の強化、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(7) 財産及び損益の状況

	第13期 2020年3月期	第14期 2021年3月期	第15期 2022年3月期	第16期 2023年3月期 (当期)
売上高 (百万円)	4,331	5,086	5,782	6,657
経常利益 (百万円)	122	250	506	557
当期純利益 (百万円)	32	97	328	382
1株当たり当期純利益 (円)	2,971.23	8,697.33	95.80	53.92
総資産 (百万円)	1,771	2,015	2,531	2,914
純資産 (百万円)	502	609	1,072	1,483
1株当たり純資産 (円)	45,407.12	53,607.53	306.44	207.61

- (注) 1. 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。
また、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
当該処理は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
在宅訪問薬局事業	医療機関の発行する処方箋に基づき、外来患者及び在宅患者に医薬品を交付する事業
きらりプライム事業	他薬局との連携を拡大し、在宅薬局の運営ノウハウ、在宅薬局特化型の在宅訪問支援情報システム及び医薬品の購入支援等を提供する事業
ケアプラン事業	居宅サービス計画を作成し、各サービス事業所との連絡調整を行うサービスを提供する事業
タイサポ事業	介護施設に医療機関からの退院患者等を紹介するサービスを提供する事業

(10) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

本 社 福岡県春日市春日原北町二丁目2番1号

営業所

(在宅訪問薬局事業) 40店舗

所 在 地	店 舗 名
福 岡 県	福 岡 市 (きらり薬局) 松原店、田島店、姪浜店、名島店、重留店、天神BiVi福岡店、南福岡店、今宿店、井尻店、舞鶴店、清川店
	春 日 市 (きらり薬局) 春日店
	大 野 城 市 (きらり薬局) 大野城店
	太 宰 府 市 (きらり薬局) 太宰府店、五条店
	久 留 米 市 (きらり薬局) 久留米店、日吉町店
	北 九 州 市 (きらり薬局) 小倉駅前店、二島店 ぴよんた薬局
	福 津 市 (きらり薬局) 福津店
	直 方 市 (きらり薬局) 直方店
	糸 島 市 (きらり薬局) 糸島店
	小 郡 市 (きらり薬局) 津古店
糟 屋 郡 (きらり薬局) 志免店	
佐 賀 県	烏 栖 市 (きらり薬局) 烏栖店
東 京 都	江 東 区 (きらり薬局) 門前仲町店
千 葉 県	千 葉 市 (きらり薬局) 鎌取店、若松町店、千葉中央店、新検見川店、幸町店
	八 千 代 市 (きらり薬局) 八千代台店
	船 橋 市 (きらり薬局) 馬込沢店
神 奈 川 県	横 浜 市 (きらり薬局) 横浜日吉店、箕輪町店、菊名店、東戸塚店
	小 田 原 市 (きらり薬局) 小田原店
	川 崎 市 (きらり薬局) 新百合ヶ丘店

- (注) 1. 2022年4月1日付で、きらり薬局清川店を新規開局いたしました。
 2. 2022年4月1日付で、aoi株式会社よりぴよんた薬局を譲り受け、同日付で新規開局いたしました。
 3. 2022年10月1日付で、きらり薬局馬込沢店を新規開局いたしました。

4. 2023年2月1日付で、有限会社本町薬局よりミキ薬局を譲り受け、同日付でさらし薬局二島店として新規開局いたしました。
5. 2023年5月1日付で、さらし薬局南風台店を新規開局いたしました。

(ケアプラン事業) 4事業所

所在地	事業所名
福岡県	福岡市 ケアプランサービス ひゅうが 姪浜
	大野城市 ケアプランサービス ひゅうが
	久留米市 ケアプランサービス ひゅうが 久留米
千葉県	千葉市 ケアプランサービス ひゅうが 鎌取

(注) 2022年10月1日付で、ケアプランサービス ひゅうが 姪浜の住所を移転いたしました。

(プライマリケアホーム事業) 1事業所

所在地	事業所名
福岡県	春日市 プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台

(注) 2023年1月13日付で、プライマリケアホームひゅうが春日ちくし台を新規開所いたしました。

(11) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
442名	113名増	37歳4ヶ月	2年11ヶ月

(注) 従業員数には、臨時従業員102名は含まれておりません。

(12) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	83百万円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	54百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	39百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	12百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1百万円
合 計	193百万円

(13) その他の会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,572,000株
- ③ 株主数 590名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
黒木 哲史	683,100株	19.13%
一般社団法人 Hyuga	450,000株	12.60%
株式会社シーユーシー	420,000株	11.76%
エムスリー株式会社	349,800株	9.79%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	294,200株	8.23%
エムスリーキャリア株式会社	250,200株	7.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	176,600株	4.94%
城尾 浩平	98,700株	2.76%
別府 鵬飛	79,000株	2.21%
山崎 武夫	70,200株	1.96%

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は72,900株増加しております。
3. 2023年2月10日開催の取締役会において、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割することを決議し、同日付で当社定款の一部を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数が13,000,000株増加し26,000,000株となり、発行済株式の総数が3,572,000株増加し7,144,000株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年 3 月23日	
新 株 予 約 権 の 数		140個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	42,000株 300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 格		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	115,200円 384円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2022年3月24日から2030年3月23日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	140個 42,000株 3人
	社 外 取 締 役	—	

(注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。

2. 第4回新株予約権行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。

4. 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

上記の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたり、現在及び将来の役職員に対する貢献意欲や士気をより一層高め、当社の価値向上に寄与することを目的とし、時価発行新株予約権信託を導入しております。当該新株予約権の概要は次のとおりです。

第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2021年2月25日
新 株 予 約 権 の 数	469個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 140,700株 (新株予約権1個につき 300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 250,200円 (1株当たり 834円)
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2022年7月1日から2031年3月2日まで
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件	(注) 1.2.3.

(注) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載される営業利益が550百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。

3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 信託期間満了日（2023年3月31日）の到来に伴い、当事業年度末日における本新株予約権者は、当社新株予約権の受託者1名、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員9名となっております。
5. 2021年10月1日付で普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
6. 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は、当該株式分割前の株式数で記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	黒 木 哲 史	社会福祉法人ひのき会 評議員 社会福祉法人彩幸会 理事 全国介護事業者政治連盟 理事
取 締 役	城 尾 浩 平	在宅訪問薬局事業本部管掌 医療介護連携事業本部管掌 ビジネスサポート本部管掌 兼 医療介護連携事業本部長
取 締 役	山 崎 武 夫	介護本部管掌
取 締 役	大 西 智 明	企画本部管掌 管理本部管掌
取 締 役	小 川 真 二 郎	株式会社高齢者住宅新聞社 取締役
常 勤 監 査 役	松 井 節 夫	
監 査 役	武 井 孝 太	河野・野田部法律事務所
監 査 役	熊 本 宣 晴	株式会社P・マインド 社外取締役 アダストリア健康保険組合 顧問

- (注) 1. 取締役小川真二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度後の取締役の地位及び担当の変更は次のとおりであります。
① 2023年4月1日付で代表取締役社長黒木哲史氏は、在宅訪問薬局事業本部管掌となりました。
② 2023年4月1日付で取締役城尾浩平氏は、在宅訪問薬局事業本部管掌、医療介護連携事業本部管掌、ビジネスサポート本部管掌及び医療介護連携事業本部長から医療介護連携事業本部管掌、ビジネスサポート本部管掌及び医療介護連携事業本部長となりました。
③ 2023年4月1日付で取締役山崎武夫氏は、介護本部管掌から介護本部管掌及び事業開発本部管掌となりました。
④ 2023年4月1日付で取締役大西智明氏は、企画本部管掌及び管理本部管掌から企画本部管掌、管理本部管掌、HR本部管掌及び企画本部長となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役小川真二郎氏、常勤監査役松井節夫氏、監査役武井孝太氏及び監査役熊本宣晴氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81 (1)	81 (1)	－ (－)	－ (－)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12 (5)	12 (5)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	93 (6)	93 (6)	－ (－)	－ (－)	8 (3)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
 4. 取締役の報酬は、「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、基本報酬を取締役会決議により決定しております。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2022年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となるように設計するものとし、業務執行取締役及び社外取締役共にその職務を鑑みた固定報酬のみの構成とする。今後、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益

と連動した報酬体系の構築を検討するものとする。なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2014年10月31日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額100百万円以内とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。

- イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- ウ. 業績連動報酬並びに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権を含む金銭以外のもの）等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

該当事項はありません。

- エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

- オ. 取締役の個人別の報酬額の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、社外取締役及び社外監査役の意見を聴取し定めた「役員報酬決定基準書（内規）」に基づき、取締役会へ個別の報酬額を提案し、具体的な各取締役の個別の報酬額は取締役会決議によって決定するものとする。

⑥ 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小川真二郎氏は、株式会社高齢者住宅新聞社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役武井孝太氏は、河野・野田部法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役熊本宣晴氏は、株式会社P・マインドの社外取締役及びアダストリア健康保険組合の顧問であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小川真二郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識に基づき独立した客観的な立場から、取締役会では適宜説明を求め監督、助言等を行うなど、事業や業界動向を中心に当社が期待する意思決定の妥当性、相当性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役	武井孝太	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士として企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	熊本宣晴	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたる行政での経験及び当社の事業領域において高度な見識に基づき、客観的・中立的な立場から今後の業界動向等、適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当該事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 事業の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営理念を具現化するために、組織の構築、規程の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを適切に行う体制として、以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
- イ. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ウ. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施する他、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
- エ. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
- オ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
- カ. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
- キ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
- イ. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- イ. リスク・コンプライアンス管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
- ウ. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- エ. 内部監査部門は、当社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 原則として、月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
- イ. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
- ウ. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
- エ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督のもと、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
- イ. 前号の使用人は、当該職務に従事する場合は同監査役の指示に従い、その職務を行うものとし、当該職務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
- ウ. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。

⑥ 当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ア. 当社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとする。
- ウ. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、必要に応じて監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
- イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。
- ウ. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当事業年度に実施した上記体制の運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の内部統制を強化すべく、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。

また「内部通報制度運用規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、全社で内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等を定め、当該規程に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄を行っております。

取締役及び監査役は、取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、決裁書等の文書を常時閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が被る損失又は不利益を最小限にするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練計画を定めるとともに、必要に応じてリスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社のリスク管理体制を強化しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）と監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務の執行を行っております。

また取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、定期的に進捗状況を確認しています。

なお「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、社内の重要事項は迅速かつ適切な決裁を受けております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を設けていませんが、当社内部監査室が監査活動の補助を行っております。

⑥ 当社の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社では、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行っております。

また監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けております。

なお、監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底しております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

原則として、月1回監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行っております。

また監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、監査法人、内部監査室と相互に密な連携及び情報交換、稟議書や主要な会議体の議事録の閲覧等を通じて、自ら情報収集を行い、監査の有効性と効率性の確保を図っております。

なお、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、必要な予算を確保し、速やかに処理しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他毎年9月30日を基準日としての中間配当及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当及び基準日を定めての配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し、無配といたしました。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		1,959,338	流 動 負 債		1,254,260
現金及び預金		567,688	買掛金		669,328
売掛金		1,152,362	1年内返済予定の長期借入金		105,582
商貯蔵品		185,434	リース債務		10,117
前払費用		274	未払金		80,768
その他		35,615	未払費用		204,688
		17,963	未払法人税等		84,303
固 定 資 産		955,573	預り金		7,854
有 形 固 定 資 産		276,584	賞与引当金		82,072
建物		159,140	その他		9,544
構築物		3,088	固 定 負 債		177,515
工具、器具及び備品		61,626	長期借入金		88,232
リース資産		48,403	リース債務		47,610
建設仮勘定		4,325	資産除去債務		37,473
無 形 固 定 資 産		440,496	その他		4,200
のれん		87,730	負 債 合 計		1,431,776
ソフトウェア		86,540	純 資 産 の 部		
リース資産		3,142	株 主 資 本		1,483,134
ソフトウェア仮勘定		262,676	資 本 金		185,912
その他		407	資 本 剰 余 金		335,922
投 資 そ の 他 の 資 産		238,492	資本準備金		325,917
投資有価証券		999	その他資本剰余金		10,005
長期前払費用		27,413	利 益 剰 余 金		961,300
敷金及び保証金		167,824	その他利益剰余金		961,300
繰延税金資産		42,254	別途積立金		9,081
			繰越利益剰余金		952,218
資 産 合 計		2,914,911	純 資 産 合 計		1,483,134
			負 債 純 資 産 合 計		2,914,911

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,657,448
売上原価	5,094,892
売上総利益	1,562,555
販売費及び一般管理費	1,032,256
営業利益	530,298
営業外収益	
受取利息	7
補助金の収入	25,864
その他の	3,907
営業外費用	
支払利息	2,032
その他の	293
経常利益	557,751
特別損失	
減損損失	23,703
税引前当期純利益	534,047
法人税、住民税及び事業税	141,838
法人税等調整額	9,332
当期純利益	382,876

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	171,915	311,920	10,005	321,925	9,081	569,342	578,423	1,072,264	1,072,264
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	13,996	13,996		13,996				27,993	27,993
当 期 純 利 益						382,876	382,876	382,876	382,876
当 期 変 動 額 合 計	13,996	13,996	-	13,996	-	382,876	382,876	410,869	410,869
当 期 末 残 高	185,912	325,917	10,005	335,922	9,081	952,218	961,300	1,483,134	1,483,134

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～22年

構築物 10年～30年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

減価償却方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5～6年です。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 在宅訪問薬局事業

在宅訪問薬局事業においては、患者様への医薬品等の調剤・販売を履行義務として識別しております。医薬品等の販売については、患者様への引渡時点で履行義務が充足されるため、医薬品等を患者様へ引渡した時点で収益を認識しております。

② きらりプライム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

きらりプライム加盟店に対する営業支援等を履行義務として識別しております。きらりプライム加盟先への営業支援等を行った時点で履行義務が充足されるため、営業支援等を行った時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

基本料金、医薬品仕入交渉代行及び報告書システム貸与サービス等を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

③ ケアプラン事業

ケアプラン事業においては、介護保険法等に基づく事業で、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し、提供することを履行義務として識別しております。居宅サービス計画を提供した時点で履行義務が充足されるため、居宅サービス計画提供時点で収益を認識しております。

④ タイサポ事業

タイサポ事業においては、当社が有料老人ホーム施設事業者に入居予定者様を紹介し、当該紹介に基づき手数料を収受する契約を締結しております。入居予定者様の入居手続きの完了により履行義務が充足されるため、入居手続きの完了時点で収益を認識しております。

⑤ プライマリケアホーム事業

（一時点で移転される財又はサービス）

当社が運営する介護施設の利用者様に対する、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護サービスや、介護用品等の提供を履行義務として識別しております。介護施設の利用者様に対する特別訪問看護指示書に基づく訪問看護サービスや、介護用品等を提供した時点で履行義務が充足されるため、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護サービスや、介護用品等を提供した時点で収益を認識しております。

（一定の期間にわたり移転されるサービス）

介護施設の利用者様に対する居室その他サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を履行義務として識別しております。これらは契約に基づく期間に応じて履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等につきましては、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	276,584 千円
無形固定資産	440,496
減損損失	23,703

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、減損判定のグルーピングの基本単位を店舗ごととしております。各資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

店舗の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会で承認された事業計画や店舗別予算を基礎としております。基礎となる将来計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、在宅患者数、処方箋枚数、薬剤料、技術料及び人員計画等の仮定に基づいて作成した将来の利益計画等を考慮して見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合には、将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	315,964 千円
----------------	------------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,499,100	72,900	－	3,572,000

(注) 1. 当事業年度の増加株式数72,900株については、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。それに伴い、発行済株式数が2023年4月1日付で3,572,000株増加し7,144,000株となりました。

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
		当事業年 度期首	増加	減少	当事業年 度末	
第1回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第3回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第4回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第5回ストック・オプションと しての新株予約権	－	－	－	－	－	26 (26)
合計	－	－	－	－	－	26 (26)

(注) 1. 信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の当事業年度末における帳簿価額は26千円、目的となる株式の数は5,400株であります。

2. 自己新株予約権については、(内書き)により表示しております。

3. 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使の条件を満たしていません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品評価損	5,363	千円
賞与引当金	28,907	
減損損失	12,283	
資産除去債務	10,852	
未払事業税	2,316	
その他	1,751	
繰延税金資産小計	61,475	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,852	
評価性引当額小計	△10,852	
繰延税金資産合計	50,622	
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,978	
その他	△2,389	
繰延税金負債合計	△8,368	
繰延税金資産の純額	42,254	

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の一部は金利の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗及び介護施設の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的にキャッシュ・フロー計画、実績を作成し、毎月の取締役会にて資金の状況を報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	167,824	167,618	△205
資産計	167,824	167,618	△205
長期借入金	193,814	193,654	△159
リース債務	57,727	59,327	1,600
負債計	251,541	252,981	1,441

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、「長期借入金」及び「リース債務」には、1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

また、市場価格のない株式等は、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。

(単位：千円)

区分	当事業年度
非上場株式	999

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の安定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	167,618	－	167,618
資産計	－	167,618	－	167,618
長期借入金	－	193,654	－	193,654
リース債務	－	59,327	－	59,327
負債計	－	252,981	－	252,981

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価については、契約期間等に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金及びリース債務を含めた金額を記載しております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、5,001千円であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 2023年 3月期	科目	期末残高 2023年 3月期	具体的な取引条件	備考
役員	山崎武夫	当社取締役	(被所有) 直接 1.965	ストック・オプション行使による払込(注)	11,981	-	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 第3回及び第4回ストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	在宅訪問 薬局事業	きらりプ ライム事業	ケアプラン 事業	タイサポ 事業	計	その他事業	合計
一時点で移転される財 又はサービス	5,821,001	90,623	131,593	40,147	6,083,367	9,375	6,092,742
一定の期間にわたり 移転されるサービス	-	543,543	-	-	543,543	21,161	564,705
顧客との契約から生じる 収益	5,821,001	634,167	131,593	40,147	6,626,911	30,537	6,657,448
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,821,001	634,167	131,593	40,147	6,626,911	30,537	6,657,448

(注) その他事業についてはプライマリケアホーム事業及びICT事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

- 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 996,103 千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 1,152,362 千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の記載が見込まれる期間は1年を超える物がいないため記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 207円61銭

(2) 1株当たり当期純利益 53円92銭

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式分割及び定款の一部変更

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議し、2023年4月1日付で株式分割を行っております。

① 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

② 株式分割の概要

ア. 分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

イ. 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式数 3,572,000株（2023年3月31日現在）

増加する株式数 3,572,000株

分割後の発行済株式総数 7,144,000株

分割後の発行可能株式総数 26,000,000株

ウ. 株式分割の効力発生日

2023年4月1日

エ. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「11. 1株当たり情報に関する注記」に反映しております。

オ. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

カ. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年4月1日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの権利行使価額を次のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	77円	39円
第3回新株予約権	384円	192円
第4回新株予約権	384円	192円
第5回新株予約権	834円	417円

③ 株式分割に伴う定款の一部変更について

ア. 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年2月10日開催の取締役会決議により、2023年4月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更いたしました。

イ. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(変更箇所には下線を付しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,000,000株</u> とする。

ウ. 定款変更の効力発生日

2023年4月1日

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

HYUGA PRIMARY CARE 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下平 雅和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HYUGA PRIMARY CARE株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、代表取締役と定期的な意見交換を行った他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び在宅訪問薬局事業部店舗、ケアプラン事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査室と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月6日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

HYUGA PRIMARY CARE株式会社 監査役会

常勤監査役 松 井 節 夫 ㊟

社外監査役 武 井 孝 太 ㊟

社外監査役 熊 本 宣 晴 ㊟

(注) 監査役武井孝太及び熊本宣晴の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ANAクラウンプラザホテル福岡 2階
「クラウンランドボールルーム」

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目3番3号 Tel 092-471-7111

開催日時

2023年6月28日（水曜日） 午後2時



交通

JR・地下鉄空港線「博多駅」下車 博多口より徒歩約5分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。